

## 市第 48 号議案 横浜市市税条例等の一部改正

平成 27 年度の地方税法の改正等に伴い、横浜市市税条例を改正します。

税目・改正項目		改正案の内容																				
固定資産税・都市計画税	課税標準の特例措置等に係る課税割合の設定	1 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した公共施設等に係る課税割合の設定																				
	【わがまち特例】 課税標準の特例措置等について、従来、国が一律に定めていた課税割合を地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み	都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、都市の魅力を高めることを目的とした固定資産税等の特例措置について、適用期限が2年間延長され、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり課税割合を設定します。																				
	〔市税条例 附則第9条〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象資産 (税目)</th> <th colspan="3">課税割合</th> <th rowspan="2">課税割合を設定した理由</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>地方税法</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定都市再生緊急整備地域の公共施設等 (固定・都計)</td> <td>1/2</td> <td>【参酌基準】 1/2 【範囲】 2/5～3/5</td> <td>2/5</td> <td>本市が、国の民間都市再生事業計画の認定基準である地域整備方針の策定等に当たって、公共施設等について、高い水準のものを整備するよう求めているため。</td> </tr> <tr> <td>都市再生緊急整備地域の公共施設等 (固定・都計)</td> <td>3/5</td> <td>【参酌基準】 3/5 【範囲】 1/2～7/10</td> <td>3/5 (参酌)</td> <td>既に事業が進捗しており、今後、認定事業の基準である一定規模(事業面積原則1ha)以上の事業が見込まれないため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公共施設等：広場等の公共施設、通路や緑化施設等の都市利便施設</p> <p>【適用】平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した資産(5年度間)</p>				対象資産 (税目)	課税割合			課税割合を設定した理由	現行	地方税法	本市	特定都市再生緊急整備地域の公共施設等 (固定・都計)	1/2	【参酌基準】 1/2 【範囲】 2/5～3/5	2/5	本市が、国の民間都市再生事業計画の認定基準である地域整備方針の策定等に当たって、公共施設等について、高い水準のものを整備するよう求めているため。	都市再生緊急整備地域の公共施設等 (固定・都計)	3/5	【参酌基準】 3/5 【範囲】 1/2～7/10	3/5 (参酌)
対象資産 (税目)	課税割合			課税割合を設定した理由																		
	現行	地方税法	本市																			
特定都市再生緊急整備地域の公共施設等 (固定・都計)	1/2	【参酌基準】 1/2 【範囲】 2/5～3/5	2/5	本市が、国の民間都市再生事業計画の認定基準である地域整備方針の策定等に当たって、公共施設等について、高い水準のものを整備するよう求めているため。																		
都市再生緊急整備地域の公共施設等 (固定・都計)	3/5	【参酌基準】 3/5 【範囲】 1/2～7/10	3/5 (参酌)	既に事業が進捗しており、今後、認定事業の基準である一定規模(事業面積原則1ha)以上の事業が見込まれないため。																		
		2 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税割合の設定																				
		バリアフリーの居住空間で医療・介護等のサービスが受けられる高齢者向け賃貸住宅の供給促進を目的とした固定資産税の特例措置について、適用期限が2年間延長され、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり課税割合を設定します。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象資産 (税目)</th> <th colspan="3">課税割合</th> <th rowspan="2">課税割合を設定した理由</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>地方税法</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (固定)</td> <td>1/3</td> <td>【参酌基準】 1/3 【範囲】 1/6～1/2</td> <td>1/3 (参酌)</td> <td>国が定めている支援制度(補助金)を活用して供給を促進しているため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した資産(5年度間)</p>				対象資産 (税目)	課税割合			課税割合を設定した理由	現行	地方税法	本市	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (固定)	1/3	【参酌基準】 1/3 【範囲】 1/6～1/2	1/3 (参酌)	国が定めている支援制度(補助金)を活用して供給を促進しているため。				
対象資産 (税目)	課税割合			課税割合を設定した理由																		
	現行	地方税法	本市																			
サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (固定)	1/3	【参酌基準】 1/3 【範囲】 1/6～1/2	1/3 (参酌)	国が定めている支援制度(補助金)を活用して供給を促進しているため。																		

税目・改正項目		改正案の内容																																			
軽自動車税	四輪車等のグリーン化特例(軽課)の導入 〔市税条例第73条附則第17条〕	<p>○ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車(新車に限る。)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、平成28年度分の税率を軽減する特例措置(いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」)が導入されました。これに伴い、次のとおり、税率を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th>H32年度燃費基準達成車※1 約25%軽減</th> <th>H32年度燃費基準+20%達成車※2 約50%軽減</th> <th>電気自動車等 約75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">自動車</td> <td rowspan="2">四輪以上 乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 貨物用は、H27年度燃費基準+15%達成車※2 貨物用は、H27年度燃費基準+35%達成車 【適用】平成28年度分</p>				車種区分	標準税率	軽課			H32年度燃費基準達成車※1 約25%軽減	H32年度燃費基準+20%達成車※2 約50%軽減	電気自動車等 約75%軽減	軽三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	自動車	四輪以上 乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	貨物用	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	自家用	5,000円	3,800円	2,500円
	車種区分	標準税率	軽課																																		
H32年度燃費基準達成車※1 約25%軽減			H32年度燃費基準+20%達成車※2 約50%軽減	電気自動車等 約75%軽減																																	
軽三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円																																	
自動車	四輪以上 乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円																																
		自家用	10,800円	8,100円	5,400円																																
	貨物用	営業用	3,800円	2,900円	1,900円																																
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円																																
市たばこ税	旧3級品の税率の見直し 〔市税条例附則第18条〕	<p>○ 旧3級品の製造たばこに係る特例税率(平成元年導入)を廃止し、これに伴う経過措置として、平成28年度から税率を段階的に引き上げます。 ※旧3級品の製造たばこ:専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻きたばこ(エコー、わかば等の6銘柄)</p> <p>特例税率の改正案 (税率:円/1,000本)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2,495</td> <td>411</td> <td>2,906</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日</td> <td>2,925</td> <td>481</td> <td>3,406</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日</td> <td>3,355</td> <td>551</td> <td>3,906</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日</td> <td>4,000</td> <td>656</td> <td>4,656</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日</td> <td>5,262</td> <td>860</td> <td>6,122</td> </tr> <tr> <td>(参考)一般品の税率</td> <td>5,262</td> <td>860</td> <td>6,122</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】平成28年4月1日以降売り渡し分から</p>				実施時期	市町村たばこ税	道府県たばこ税	国のたばこ税	現 行	2,495	411	2,906	平成28年4月1日	2,925	481	3,406	平成29年4月1日	3,355	551	3,906	平成30年4月1日	4,000	656	4,656	平成31年4月1日	5,262	860	6,122	(参考)一般品の税率	5,262	860	6,122				
実施時期	市町村たばこ税	道府県たばこ税	国のたばこ税																																		
現 行	2,495	411	2,906																																		
平成28年4月1日	2,925	481	3,406																																		
平成29年4月1日	3,355	551	3,906																																		
平成30年4月1日	4,000	656	4,656																																		
平成31年4月1日	5,262	860	6,122																																		
(参考)一般品の税率	5,262	860	6,122																																		
猶予制度の見直し 〔市税条例第7条から第9条の5〕	<p>○ 国税の猶予制度の見直し(平成26年度税制改正)を受けて、平成27年度税制改正で地方税法が改正され、納税者の負担の軽減を図るとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されました。これに伴い、条例で定めることとされた申請期限や申請手続等の項目について、国税の取扱いに準じて定めます。なお、併せて、徴収猶予の申請手続等の規定も整備します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換価猶予に係る申請期限</td> <td>納期限から6月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">申請手続等</td> <td>申請書の添付書類</td> <td>資産・収入等の資料など</td> </tr> <tr> <td>担保の徴取基準</td> <td>税額100万円以下又は3月以内の猶予の場合不要</td> </tr> <tr> <td>分割納付の方法</td> <td>各月に分割して納付する</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】平成28年4月1日</p>				主な項目	内容	換価猶予に係る申請期限	納期限から6月	申請手続等	申請書の添付書類	資産・収入等の資料など	担保の徴取基準	税額100万円以下又は3月以内の猶予の場合不要	分割納付の方法	各月に分割して納付する																						
主な項目	内容																																				
換価猶予に係る申請期限	納期限から6月																																				
申請手続等	申請書の添付書類	資産・収入等の資料など																																			
	担保の徴取基準	税額100万円以下又は3月以内の猶予の場合不要																																			
	分割納付の方法	各月に分割して納付する																																			

税目・改正項目		改正案の内容								
都市計画税	<p>新築省エネ住宅の減額措置の延長</p> <p>〔市税条例附則第13条の3の4〕</p>	<p>○ 地球温暖化対策にさらに実効性を持たせるために、本市が独自に平成 25 年度から導入した都市計画税の減額措置が、平成 28 年1月1日で期限を迎えます。引き続き省エネ住宅の供給を促進させるため、平成 32 年度（※）まで適用期限を 4 年延長します。</p> <p>※ 「横浜市地球温暖化対策実行計画」で、平成 32 年度までに新築住宅の 100%が省エネ基準に適合するという目標が定められており、その達成年度までを、適用期限としたものです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>減額内容</th> <th>減額期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅等</td> <td rowspan="2">都市計画税を1/2</td> <td>新築後3年度分</td> </tr> <tr> <td>マンション等</td> <td>新築後5年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】平成 32 年 1 月 1 日までに新築された省エネ住宅</p>	対 象	減額内容	減額期間	戸建住宅等	都市計画税を1/2	新築後3年度分	マンション等	新築後5年度分
対 象	減額内容	減額期間								
戸建住宅等	都市計画税を1/2	新築後3年度分								
マンション等		新築後5年度分								

※ その他、条ずれなど、条文整備を併せて行うこととします。

## 「わがまち特例」(地域決定型地方税制特例措置)について

### 【特定都市再生緊急整備地域】

都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域です。

本市では、横浜都心・臨海地域が指定されています。  
(平成 24 年 1 月指定)

### 【都市再生緊急整備地域】

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域です。

- ・ 横浜山内ふ頭地域 【 7ha】(平成 14 年 10 月指定)
- ・ 戸塚駅周辺地域 【 20ha】(平成 14 年 10 月指定)
- ・ 横浜上大岡駅西地域【 7ha】(平成 14 年 10 月指定)
- ・ 横浜都心・臨海地域【252ha】

(横浜駅周辺：平成 14 年 10 月指定、

みなとみらい地区：平成 14 年 7 月指定)



### 【参考】

#### ① 下水道法に規定する下水道除害施設など

次のわがまち特例の対象となっている資産について、特例措置の適用期間が延長されました。課税割合については、対象資産について本市の施策が国の定める基準等に沿って行われていることから、引き続き、参酌基準と同じ割合を適用します。

対象資産	延長期間	税目	本市の課税割合	本市の考え方
下水道法に規定する下水道除害施設	3年間	固定資産税	3/4 (参酌基準)	施設の設置に係る本市の水質基準は、国が定めた下水道法の水質基準と同等と認められるため
特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設	3年間	固定資産税	2/3 (参酌基準)	施設の設置に係る本市の許可基準は、国が定めた特定都市河川浸水対策法の許可基準となっているため
都市再生特別措置法に規定する協定倉庫	2年間	固定資産税 都市計画税	2/3 (参酌基準)	本市の区域内で本特例に該当する備蓄倉庫が整備された場合には、都市再生特別措置法で規定された措置を直接適用するため

#### ② 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域にある津波避難施設等

わがまち特例の対象となりましたが、津波災害警戒区域は、県知事が指定するものです。現在、本市域内に指定されていないため、新たに指定されましたら、課税割合を定めます。

## 猶予制度の見直し

国税の猶予制度の見直し（平成 26 年度税制改正）を受けて、平成 27 年度税制改正で地方税法が改正され、納税者の負担の軽減を図るとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されました。これに伴い、条例で定めることとされた申請期限や申請手続等の項目について、国税の取扱いに準じて定めます。なお、併せて、徴収猶予の申請手続等の規定も整備します。

徴収猶予：災害などによって納付することが困難な場合に市税の徴収を猶予する制度

換価猶予：差し押さえた不動産を公売により換価することなどを猶予する制度

	要件	申請手続等	
		現行	改正案
換価猶予	<u>区長等の職権による換価猶予</u> 次の事実のいずれかに該当し、納税について誠実な意思を有するとき ①換価することにより、事業継続・生活維持困難となるおそれがある ②換価を猶予することが徴収上有利である	①猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ②原則、担保が必要（50万円以下の場合等は不要）	①同左 ②原則、担保が必要（ <u>100万円以下の場合等は不要</u> ） ③分割納付の規定整備（ <u>各月に分割して納付</u> ） ④提出書類（ <u>資産・収入等の資料</u> ） ⑤取消事由の整備
	<u>納税者の申請による換価猶予</u> 一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき（他に市税の滞納がある場合を除く。） ・申請期限（ <u>納期限から6月</u> ）	/	①猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ②原則、担保が必要（ <u>100万円以下の場合等は不要</u> ） ③分割納付の規定整備（ <u>各月に分割して納付</u> ） ④申請書の添付書類（ <u>資産・収入等の資料</u> ） ⑤不許可事由、取消事由の整備
徴収猶予	<u>納税者の申請による徴収猶予</u> 次の事実のいずれかに該当し、一時に納付し、又は納付することができないとき ①災害、盗難、病気等 ②事業の休廃止等 ③賦課決定等の処分の遅延	①猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ②原則、担保が必要（50万円以下の場合等は不要）	①同左 ②原則、担保が必要（ <u>100万円以下の場合等は不要</u> ） ③分割納付の規定整備（ <u>各月に分割して納付</u> ） ④申請書の添付書類（ <u>資産・収入等の資料</u> ） ⑤不許可事由、取消事由の整備

※ 太枠内は法改正の事項、アンダーラインは条例で定める事項